



さくら市 会計年度任用職員募集

<お問合せ>

さくら市総合政策部総務課人事係

さくら市氏家 2771 番地

TEL : 028-681-1111

E-mail:soumu@city.tochigi-sakura.lg.jp

ちょうど
いい!
さくら市



◎ 応募締切

令和8年2月10日（火）午後5時必着

令和8年4月1日採用

1. 募集職種

職 種	こども政策課 母子・父子自立支援員兼女性相談支援員
勤 務 先	こども政策課（さくら市役所第2庁舎1階）
募集人数	1名
応募資格	母子・父子自立支援業務及び女性相談業務に見識または必要な経験のある方で、普通自動車運転免許を有し、パソコン操作のできる方
勤務内容	さくら市母子・父子自立支援員及び女性相談支援員設置規則に基づき、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う。 （主な内容） ・DV、離婚などの問題について相談に応じ、必要な助言・指導等を行う。 ・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）や寡婦の方々が経済的・精神的に自立できるよう、生活全般にわたる包括的な相談・支援を行う。

2. 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤 務 日	月曜日から金曜日までのなかで週5日勤務
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までのなかで7時間45分勤務（休憩1時間） ※場合により、時間外勤務を命ずるときがあります。
休 暇	・任用条件に応じて年次有給休暇を付与 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ・その他勤務に関する規則等に定める休暇を付与
給 与	月額242,000円～ ※月額の場合、当月末締め・当月15日払いです。 ※日額・時間額の場合、当月末締め・翌月20日払いです。 ※給与関係の条例、規則等の定めるところによります。 ※経験年数等に応じて、給与額は変動します。
諸 手 当	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、地域手当 ※給与関係の条例、規則等の定めるところによります。
諸 控 除	法定控除、（マイカー通勤の場合）駐車場協力金月額500円
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
公務災害	公務災害補償制度または労働者災害補償保険

3. 受験資格

地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑(禁錮)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・さくら市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

4. 選考試験

試験日	令和8年2月16日(月) 午前9時から順次
試験場所	さくら市役所第2庁舎1階 こども政策課 相談室
選考方法	面接試験

※詳細については、ご応募いただいた方へ通知等の方法によりお知らせいたします。

5. 応募

募集期間	令和8年2月10日(火) 午後5時まで
申込方法	「さくら市会計年度任用職員採用申込書」に必要事項を記入し、「1. 募集職種 の応募資格」欄に記載のある資格等について、資格等の写しを添付し、総務課 人事係あて提出(郵送または直接持参による。 <u>郵送推奨</u>)
その他	上記のほか、「女性相談支援員としての役割と目標」と題した意見を原稿用紙 (400字詰)1枚にまとめたものを併せて提出してください。

6. 問い合わせ

勤務内容	健康福祉部 こども政策課 給付支援係 TEL:028-681-1125
その他	総合政策部 総務課 人事係 TEL:028-681-1111

※期末手当・勤勉手当の支給条件について

- ・下記の条件を満たした場合に支給します。【支給月:6月、12月】
- 条件1:任用期間が6ヶ月以上であること
- 条件2:基準日(6月1日、12月1日)に任用されていること
- 条件3:1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であること

※健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入条件について

- ・下記の条件を満たした場合は、地方公務員等共済組合(短期組合員等)に加入し、当該組合の短期給付及び福祉事業が適用されます。(年金関係は日本年金機構)
- 条件1:1週間当たりの勤務時間が20時間以上であること
- 条件2:1ヶ月の給料・報酬額が8.8万円以上であること

- ・ 下記の条件を満たした場合に、雇用保険に加入します。

条件：1 週間当たりの勤務時間が 20 時間以上であること

★常勤職員（正職員）と同様の勤務形態（1 日 7 時間 45 分、月 18 日以上勤務）で、引き続き 12 ヶ月勤務し、かつ、13 ヶ月目以降も同様の勤務をする場合には、上記の健康保険・厚生年金保険、雇用保険から、地方公務員等共済組合、退職手当組合に加入します。※常勤職員（正職員）と同様